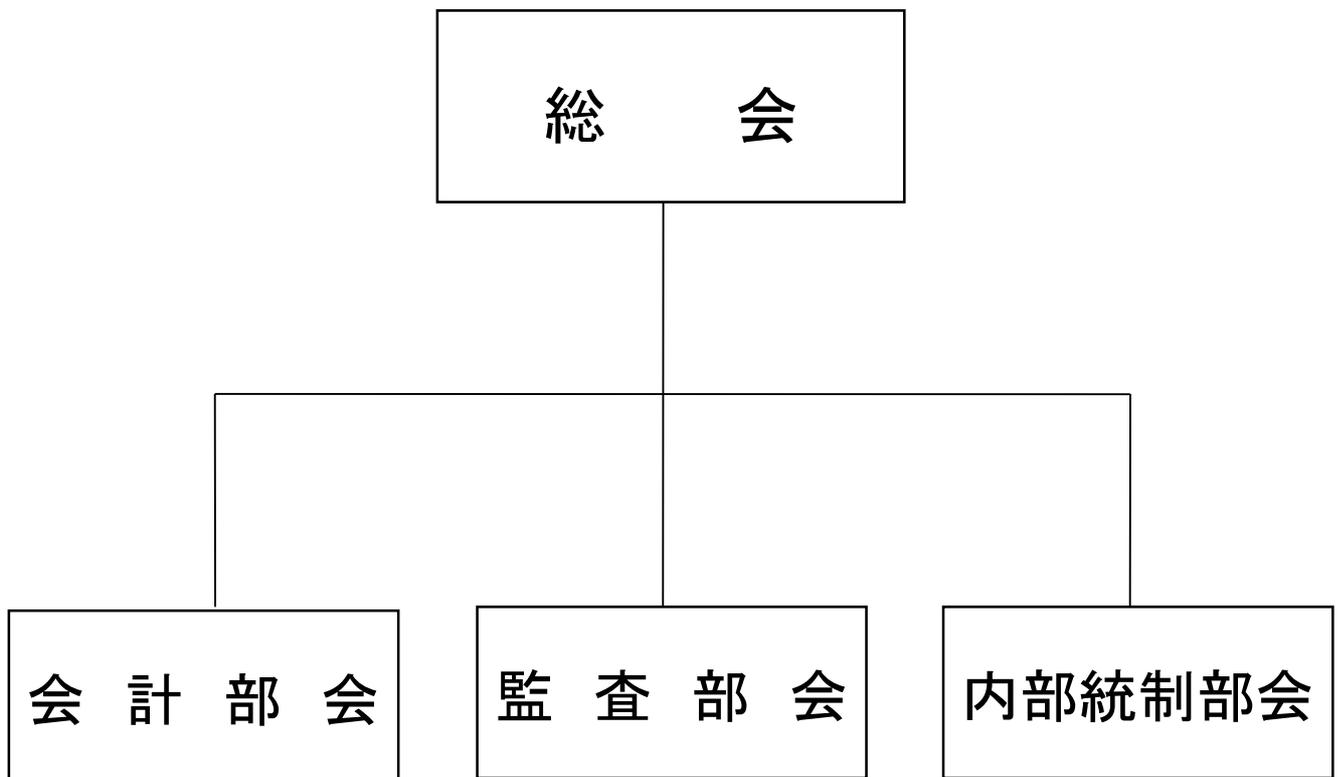


企業会計審議会の組織



企業会計審議会の審議事項

企業会計審議会においては、以下の事項を審議することとする。

(1) 会計部会

国際会計基準の任意適用の拡大促進を図るとともに、あるべき国際会計基準の内容について我が国としての意見発信を強化するため、会計を巡る事項について必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会

今後の国際的な監査基準の改訂等を踏まえ、監査基準の改訂について必要な審議を行う。また、監査基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国における国際監査基準の取扱いについて検討を行う。

(3) 内部統制部会

財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準の見直しや更なる明確化等について、必要な審議・検討を行う。

企業会計審議会令（抄）

第一条～第三条（略）

（会長、委員、臨時委員及び専門委員の任命）

第四条 会長、委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、金融庁長官が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、金融庁長官が任命する。

第五条（略）

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第七条～第十一条（略）

企業会計審議会議事規則（抄）

第一条～第三条（略）

第四条 会長は、審議会に諮った上で、会議を公開することができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。

第五条、第六条（略）

第七条 会長が必要と認めたときは、審議会に諮って、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき幹事は会長が指名する。

3 第一条から前条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、「会長」は「部会長」と読み替えるものとする。

第八条（略）